平成２８年（フ）第２２４号
茨城県つくばみらい市豊体1135番地５
債務者　髙野　幸江
1　決定年月日時　平成28年12月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　松村　　孝
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成29年３月６日午後３時10分
5　免責意見申述期間　平成29年１月30日まで
水戸地方裁判所土浦支部破産再生係

平成２８年（フ）第２２６号
茨城県石岡市旭台３丁目22番37号、前住所茨城県石岡市東光台５丁目10番７号
債務者　古戸　裕介
1　決定年月日時　平成28年12月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　柴田　大輔
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成29年３月13日午後３時10分
5　免責意見申述期間　平成29年１月30日まで
水戸地方裁判所土浦支部破産再生係

平成２８年（フ）第７３２号
広島市安佐北区亀崎２丁目９番26号
債務者　行旨　毅浩
1　決定年月日時　平成28年12月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　多和　宙優
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成29年２月14日午後１時30分
5　免責意見申述期間　平成29年１月30日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２８年（フ）第６７０号
北九州市八幡西区鉄王１丁目４番12号（101）
債務者　三村　臣斉
1　決定年月日時　平成28年11月30日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　春田　康秀
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成29年２月８日午前11時
5　免責意見申述期間　平成29年１月30日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２８年（フ）第１７０７号
愛知県尾張旭市大塚町１丁目14番地７　サンライト147―201号、従前の住所愛知県尾張旭市大塚町３丁目１番地26　アメニティ大塚103号
債務者　須戸　清和
1　決定年月日時　平成28年12月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　坪内　友哉
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成29年２月14日午後１時35分
5　免責意見申述期間　平成29年１月31日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２８年（フ）第１７０８号
愛知県尾張旭市大塚町１丁目14番地７　サンライト147―201号、従前の住所愛知県尾張旭市大塚町３丁目１番地26　アメニティ大塚103号
債務者　須戸　紀代
1　決定年月日時　平成28年12月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　坪内　友哉
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成29年２月14日午後１時35分
5　免責意見申述期間　平成29年１月31日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２８年（フ）第５０号
愛媛県宇和島市小浜2190番地
債務者　野本幸次郎
1　決定年月日時　平成28年12月２日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　髙田　博明
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成29年２月21日午前10時45分
5　免責意見申述期間　平成29年１月31日まで
松山地方裁判所宇和島支部

平成２８年（フ）第５１号
愛媛県宇和島市小浜2206番地１
債務者　清水　　武
1　決定年月日時　平成28年12月２日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　髙田　博明
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成29年２月21日午前10時45分
5　免責意見申述期間　平成29年１月31日まで
松山地方裁判所宇和島支部

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２８年（フ）第６５４号
北九州市小倉北区黄金１丁目11番１号（202号）
債務者　梁　　理香
1　決定年月日時　平成28年11月29日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月16日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２８年（フ）第２４０号
函館市陣川町86番地111
債務者　峯　　義孝
1　決定年月日時　平成28年12月２日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月20日まで
函館地方裁判所

平成２８年（フ）第２８４号
函館市湯浜町６番18号
債務者　儀崎　かね
1　決定年月日時　平成28年12月２日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月20日まで
函館地方裁判所

平成２８年（フ）第２８６号
函館市本通１丁目27番５―305号　五十嵐ハイツ
債務者　菊地　　涼
1　決定年月日時　平成28年12月２日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月20日まで
函館地方裁判所

平成２８年（フ）第３７０８号
大阪府吹田市千里丘西18番１号（206）、前住所大阪府吹田市山田西２丁目７番３―304号
債務者　野口　　弘
1　決定年月日時　平成28年12月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月20日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第４０９７号
大阪府枚方市牧野北町９番19―210号
債務者　山口満里子
1　決定年月日時　平成28年12月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月20日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第４２４６号
大阪府豊中市螢池南町３丁目10番３―103号
債務者　福岡　伸高
1　決定年月日時　平成28年12月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月20日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第４２６０号
大阪市西淀川区柏里３丁目７番16―103号、前住所大阪市西淀川区姫島１丁目21番８号ラフィネ姫島201号室
債務者　上杉映里加（旧姓水越）
1　決定年月日時　平成28年12月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月20日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第４２７７号
大阪市淀川区塚本４丁目１番９―201号
債務者　今村真希子
1　決定年月日時　平成28年12月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月20日まで
大阪地方裁判所第６民事部